

# 第 10 期介護保険事業計画について

## 1 計画策定の背景と目的

- 我が国では、少子化と人口減少が続く一方で、高齢者人口は増加傾向にあり、社会全体の高齢化が進行しています。令和 7（2025）年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、医療・介護の需要が一段と高まっています。
- さらに、令和 22（2040）年には団塊ジュニア世代が高齢期に入り、現役世代の人口減少が進むと予測されるなど、人口構造の変化が続く中で、高齢者を支える仕組みの充実や、介護保険制度を安定的に運営していくことの重要性がますます高まっています。
- 南房総市では、こうした背景を踏まえ、令和 6（2024）年 3 月に策定した「南房総市第 10 期高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」での取組を基礎としつつ、今後の人口動向や社会環境の変化を踏まえ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の維持・発展を目指して、「南房総市第 11 期高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」を策定します。
- 本計画では、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者保健福祉施策を総合的かつ着実に推進し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

## 2 計画の位置付け

### （1）法的位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」とともに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）第 13 条の規定に基づく「認知症施策推進計画」を一体的に策定します。

#### ○「老人福祉法」から抜粋

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### ○「介護保険法」から抜粋

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

#### ○「認知症基本法」から抜粋

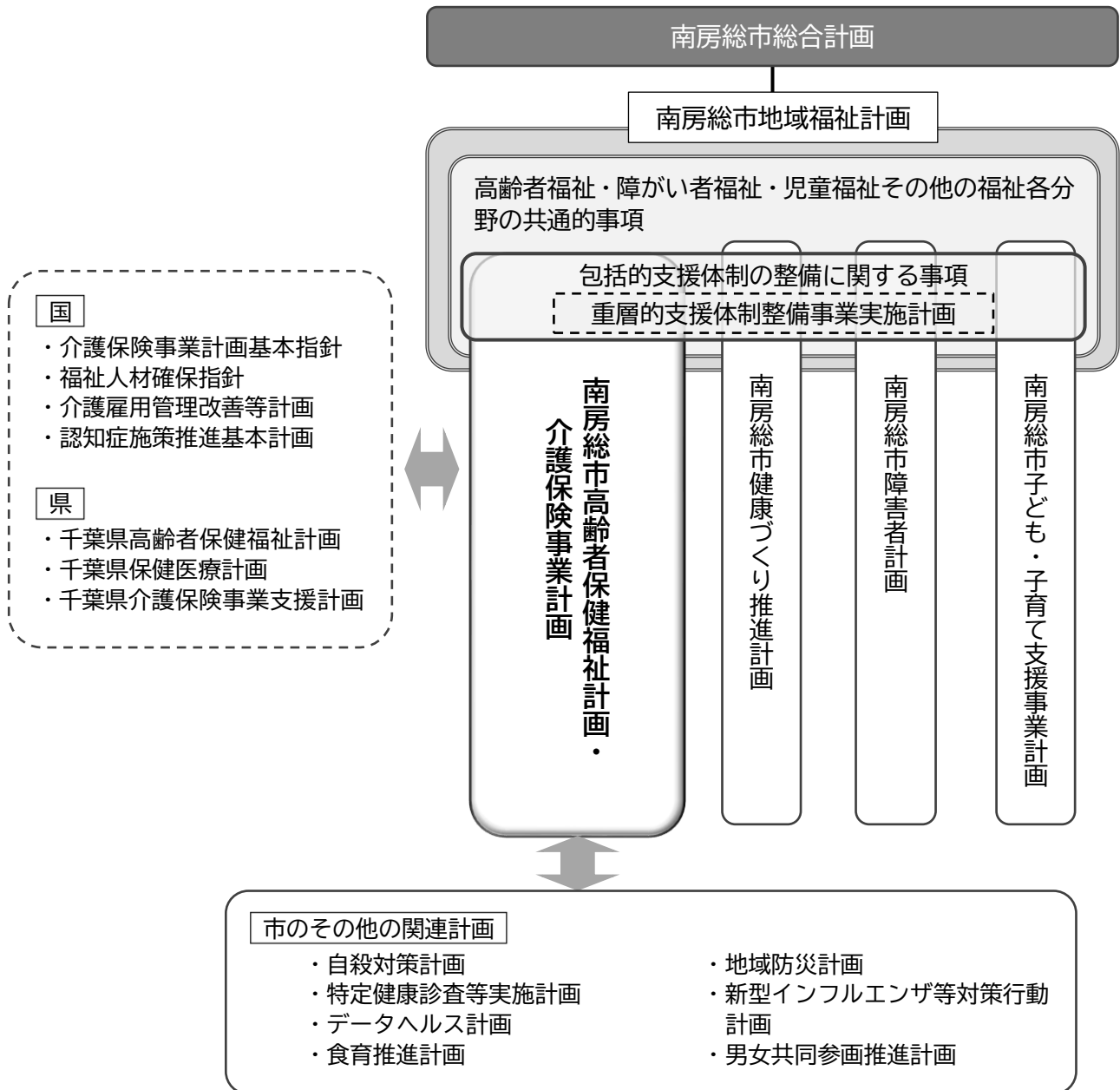
（市町村認知症施策推進計画）

第十三条 市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

## (2) 他の計画との関係

本計画は、地域福祉計画を上位計画とする保健福祉分野の個別計画であり、障がい者計画や子ども・子育て支援事業計画など他の保健福祉分野の計画やその他関連する計画との整合を図ります。

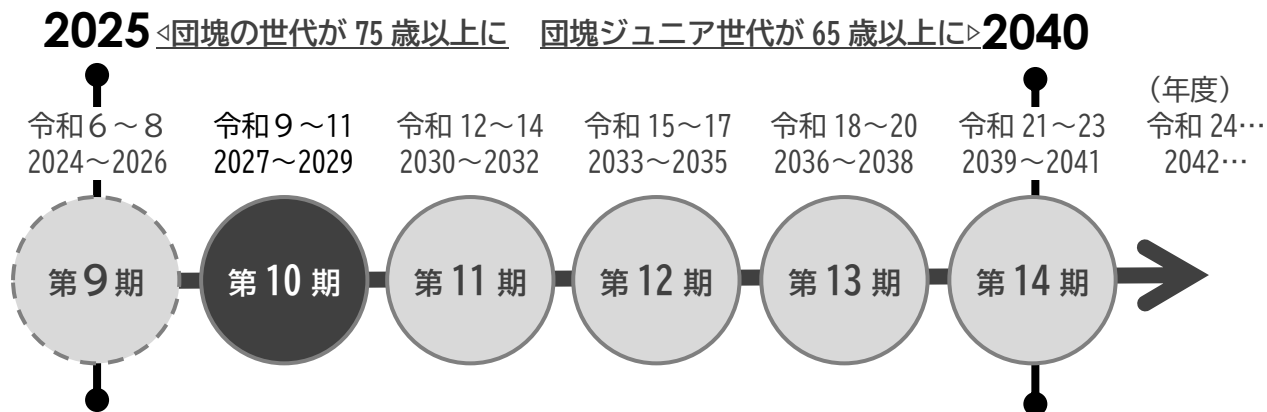
### ■他の計画との関係



### 3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務付けられています。第10期の計画期間は、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間です。

また、本計画では、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減することが予測される2040年を見据えた中長期的な視点を持った計画とします。



### 4 策定体制

計画策定にあたって市民・関係団体などの意見を反映する機会として、公募による市民代表、学識経験者、福祉施設関係者、民生委員などの関係者で構成する「介護保険事業運営協議会」により計画内容の協議を行います。

## 5 第10期計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

国において検討が進められている第10期介護保険事業計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージは、以下のとおりです。

### ■介護サービス基盤の計画的な整備

#### ①介護保険事業（支援）計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

#### ②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

### ■地域包括ケアシステムの深化

#### ①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

#### ②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

#### ③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

### ■介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

#### ①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

#### ②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

# 南房総市第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 計画骨子案

| 章・節               | 盛り込む主な内容                                                                                                |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 計画策定にあたって     | <p>次期計画の基本的な概要を記載</p> <p>認知症基本法の成立(令和5年6月)や第9期介護保険事業計画の基本指針改正など、前計画期間中の国の動向を踏まえ、計画を位置付けます</p>           |
| 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題 | <p>現状と課題について記載</p> <p>高齢者人口・要介護認定者数等、施策展開の前提となる基礎的なデータを掲載します</p> <p>認定率や介護費用の現状を踏まえた計画課題を整理します</p>      |
| 第3章 計画の基本的方向      | <p>本計画が目指す姿を記載</p> <p>2040年を見据えた取組の基本的な方向性と施策体系を示します</p> <p>日常生活圏域の設定について記載します</p>                      |
| 第4章 基本施策の推進       | <p>基本目標に基づく施策展開を記載</p> <p>前計画の評価・点検を踏まえた施策の展開</p> <p>国・都道府県の動向および地域の実情を勘案した施策を展開します</p>                 |
| 第5章 介護保険事業費の見込み   | <p>実績・データに基づく介護保険料の設定</p> <p>介護サービス利用量の推計</p> <p>介護保険料算定の流れと第1号被保険者の介護保険料基準額の設定</p>                     |
| 第6章 【新規】認知症施策推進計画 | <p>認知症基本法(令和5年6月成立)に基づく計画として策定</p> <p>現行計画の評価・点検を踏まえた施策の展開</p> <p>国・都道府県の動向および地域の実情を勘案した認知症施策を記載します</p> |
| 第7章 計画の進行管理       | <p>計画を推進するための体制・取組等を記載</p> <p>目標の達成状況の点検・調査・評価および公表の方法について記載します</p>                                     |